

平成 1 7 年度第 2 回
兵庫県都市計画審議会

平成 1 7 年 1 0 月 2 0 日 (木)
兵庫県農業共済会館 7 階

開 会 午前10時00分

議長 それでは、議案書の議案目録によりまして、本日、付議されております各案件につきまして、審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前においてあります名札の番号をおっしゃって、ご発言いただくようお願い申し上げます。

それでは、まず、第1号議案、中町に係ります「中都市計画道路の変更（3.5.512号中町南線の変更）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案、中都市計画道路、中町南線の変更について、ご説明いたします。

議案書は3から6ページ、議案位置図は1から2ページでございます。

今回の中町南線の変更区間は、昨年12月に当審議会から答申をいただきました「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、中町とともに作業を進め、本年6月の当審議会で見直し検討箇所として報告を行い、7月1日に公表した区間でございます。

公表にあたりましては、町の広報紙や県のホームページに掲載するほか、町役場と県都市計画課において閲覧を行いました。また、公表後には、地域住民のご意見をお聞きするため、1カ月間の意見募集に加え、説明会を開催いたしましたが、特段の意見はありませんでしたので、都市計画変更の手続を進めるに至ったものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。中町南線は国道427号である中町西線との交差点を起点とし、県道山南中線へ至る延長約1,260mの幹線街路でございます。中町の中心市街地における安全で円滑な交通処理を目的として、昭和41年に都市計画決定しております。

現在、起点から中町東線までの延長約600mの区間については、幅員16mで供用されておりますが、中町東線から県道山南中線までの延長約660mの区間につきましては、現道もなく、未整備の状況です。

一方、中町南線の接続先である県道山南中線については、自動車の円滑な交通と歩行者等の安全な通行を図るため、現道の南側に並行してバイパスが整備され、平成16年から供用開始されており、中町の中心市街地と丹波市等を結ぶ交通処理がより安全かつ円滑に行われているところでございます。

今回、変更する区間より西側の幅員16mで整備済みの状況でございます。

こちらは、今回変更する区間の終点側を臨んだ状況でございます。

こちらは、整備済みの県道山南中線のバイパスの状況でございます。

このように、交通機能のほか、道路の各種機能面等から、中町南線の未整備区間の必要性

を検証しましたところ、本区間に求められていた幹線道路としての機能は、県道山南中線のバイパス整備により、確保されていることから、この区間を廃止することといたしました。

この区間の廃止に伴い、終点を中町東線との交差点に変更するとともに、代表幅員を西側整備済みの区間の幅員である16mに変更いたします。

黄色の矢印が、現在の終点の位置、赤色の矢印が変更後の終点位置、青色部分は、現在都市計画決定している区域、黄色の部分が今回廃止する区域でございます。

なお、本都市計画案をまとめるにあたりまして、地域住民を対象とした地元説明会を開催しましたが、本案に対する意見は、特にございませんでした。

また、本案について、9月6日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第1号議案に係る説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問等、ございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第1号議案「中都市計画道路の変更（3.5.512号中町南線の変更）」について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようですので、第1号議案「中都市計画道路の変更（3.5.512号中町南線の変更）」については、原案どおり可決いたします。

県決定の都市計画案件については、以上でございます。この結果は、直ちに知事あてに答申することといたします。

それでは、次に、建築基準法第51条ただし書関係の第2号議案から第4号議案の審議に移りたいと思います。

まず、第2号議案、尼崎市に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」を上程いたします。これについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の説明に入ります前に、建築基準法第51条ただし書の主旨につきまして、ご説明いたします。議案書の7ページ、青いページをお開き願います。

こちらに、建築基準法第51条の条文を記載してございます。内容でございますが、都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場などや、政令で定められております処理施設の用途に供する建築物につきましては、その敷地の位置を都市計画決定しているものでなけれ

ば、新築又は増築してはならないとなっております。ただし、特定行政庁が県あるいは市町の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて、許可した場合は、新築若しくは増築ができることとなっております。

この県又は市町都市計画審議会への付議の区分につきましては、その敷地の位置を都市計画決定する場合の決定権者が県であるのか、あるいは市町であるのかによります。決定権者につきましては、産業廃棄物処理施設が県、それ以外の施設が市町となっております。

このようなことから、ごみ処理場などで、産業廃棄物に係りますものにつきましては、県の都市計画審議会に付議しまして、それ以外の卸売市場などや一般廃棄物に係りますごみ処理施設などは、市町の都市計画審議会に付議することとなっております。なお、廃棄物処理施設の設置許可などに関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきます手続が並行して進められてございます。

その中で、生活環境への影響につきまして、審査が行われまして、許可ができると判断されたものが、当都市計画審議会に付議されまして、その敷地の位置について審議をしていただくということになってございます。

それでは、第2号議案につきまして、特定行政庁の尼崎市からご説明させていただきます。

事務局（尼崎市） 議案書の9ページと、議案位置図の3ページをお開き願います。

この度、付議いたします産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置するコンクリートがらやアスファルトコンクリートがら、また生コン生成の際発生する戻りコンクリートを処理施設において破碎し、路盤材や捨てコンクリートなどの原材料の一部として再利用を図るための中間処理施設でございます。

今回のような民間施設につきましては、公共性が低いことなどから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用し、特定行政庁の許可で行うことが適当であると判断しております。

それでは、前面のスクリーンをご覧願います。

これは、敷地の位置でございます。阪神武庫川駅から南へ約1.3kmに位置しております。

これは、平成17年当初の航空写真でございます。赤の枠が当該敷地の位置にあたります。尼崎宝塚線沿道にあり、工業専用地域内に位置しております。

これは当該敷地周辺の建物の用途別現況図でございます。薄い黄色に着色しておりますのが、住居系の建物でございます。桃色に着色しておりますのが業務施設、青色に着色してお

りますのが工場、深緑色に着色しておりますのが運輸流通施設、灰色に着色しておりますのがその他倉庫等の施設でございます。当該敷地と最寄りの住宅地とは、北側約500m離れております。

これは、産業廃棄物の搬入・搬出のルート図でございます。車両の出入りにつきましては、主に尼崎市内で発生いたしましたコンクリートがらやアスファルトコンクリートがら、また生コンクリート生成の際に発生する戻りコンクリートをトラックにて国道43号を横断し、赤色の線で示しております尼崎宝塚線、また緑色の線で示しております臨港線と青色の線で示しております阪神高速5号湾岸線尼崎末広ランプより尼崎宝塚線から来るルートでございます。

また、交通量の増加につきましては、1日あたり最大で42台でございます。これらの車両がすべて、今回、現況交通量調査をいたしました各調査地点を通過いたしましたとしても、A地点での現況交通量7,277台に対し、今回の事業実施後における運搬車両の出入りに伴う増加は0.6%となります。また、B地点での現況交通量8,889台に対し、その増加は約0.5%、C地点での現況交通量11,383台に対して、その増加は約0.4%、D地点での現況交通量10,299台に対して、その増加は約0.4%、E地点での現況交通量7,991台に対して、その増加は約0.5%となります。

このようなことから、本施設を当該敷地に設置することは、周辺道路への影響も少なく、土地利用上も工業専用地域であることから、都市計画上、支障ないものと判断しております。

これは、敷地内の計画の建物配置図でございます。原材料の搬入につきましては、トラックにて、尼崎宝塚線より入り、敷地内のトラックスケールを通り、原材料置場に仮置きされ、必要に応じて原材料投入口から投入され、処理し、再利用されます。

これは、敷地の南側からの立面図でございます。原材料投入後、破砕機にて破砕されました原材料は、ベルトコンベヤーにて、磁選機を経て金属類を除き、路盤材や捨てコンクリートなどの原材料の一部として再利用されます。最大1日205.6tを処理する能力がございます。

これでスクリーンを終了させていただきます。

なお、参考までに、周辺環境への影響について、事業者において事前に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を行っておりますので、結果をご説明申し上げます。

生活環境影響調査につきましては、処理施設から発生する騒音・振動の2項目について、予測評価を行っております。騒音と振動につきましては、工業専用地域内ということで、法の規制を受けない地域ではありますが、環境保全目標を騒音・振動ともに、工業地域の規制基準値である騒音70デシベル、振動65デシベルの規制基準値設定に対して、どちらも規制基準を下回るものと予測されており、本市産業廃棄物担当部局におきましても、生活環境上、支障ないものと判断しております。

以上で、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 ただ今、尼崎における産業廃棄物処理施設の位置決定である第2号議案の説明がございました。このことについて、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします

26番 先ほどの説明で、生活環境調査を業者が実施したということなんですけれども、騒音・振動以外に、こういう業種ですので、粉じんなんかはかなり出てくるんじゃないかと思うんですが、そういう調査はされたのか。それと、処理施設そのものが屋内にあるのか、あるいは屋外でオープンなのか。その際に、処理の機械そのものだけではなくて、先ほどの説明でもあったわけですけど、ベルトコンベヤーの上での粉じん等々については、どういう対応をされるのかということ。

それから、もう一つ、最近重要になったアスベストなんですけれども、それが混入しているかどうかは、どういう形で判断され、もし混入しているという場合には、どういう処理方法があるのか。また、行政としてそれをどう監視を担保するのか。という点にまとめてお願いしたいと思います。

議長 ただ今のご質問について、事務局、ご答弁願います。

事務局（尼崎市） この施設につきまして、粉じんの調査は行っておりませんが、粉じん対策といたしまして、破砕機の部分につきましてしは、屋内施設としております。コンベヤー部分につきましては、飛散防止といたしまして、カバーのついたコンベヤーといたしまして、コンベヤーから篩にかけて落ちた部分については、散水をいたしまして、粉じんの飛散を防止するように努めております。

建物の屋内・屋外のことですが、破砕機につきましては屋内施設と考えております。コンベヤーから先につきましては、屋外施設と考えております。

アスベストについてのご質問でございますが、特定石綿含有材料を使用する建築物の解体につきましては、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」にて、届出が必要とされてお

ります。アスベストの除去などの工事実施計画書に基づき処置され、分別され、解体撤去されますので、混入のおそれはないと判断しております。

26番 コンベヤーが一応、カバーついてると。ただ、それが外へ出てくる、落ちる場合も、こぼれる場合もあるということで、そこは水でというのは、あまりにも旧式だなという感じがするんですけどね。そのへんは、やっぱり対応をきちんとするように、散水というのは、一見いいようですけども、震災のときに散水しながら粉碎している状況というのをあちこちで目にしたんですけども、ほとんど効果がないんですよ、実態は。そのへんもありますので、あれほど、大規模なものではないと思うんですけども、そのへんについては十分配慮をしていただきたいということ。

それから、アスベストについては、混入する心配がないということなんですけれども、アスベストの解体そのものが、この間、知事が発表いたしましたように、80㎡以上の家屋の解体の場合にアスベスト混入のおそれがある場合には、届け出てそれを公表しなければならないという形にはなっているんですけども、数そのものが、ものすごくあちこちあると思うんで、今の段階では、検査業者も含めまして、それに十分対応できるとは考えられないんですよ。これから、そちらのほうの整備というのは求められると思うんですけども、今回、そういう中で、ここの業者がそういうアスベストの処理・解体というのを持ってるのかどうかは知りませんが、そういうのがもしあった場合、あるいは住民から通報があったという場合には、厳密な対応を是非していただきたいと思います。

この案件につきましては、この地域自身、私もよく知っているんですけども、民家からかなり離れているということ、それから、前の道路そのものが尼宝線、国体の関係で、これからすぐに拡幅にもなるということで、確かに言われているように、それほど周辺に大きな影響を与える状況ではないと判断はいたしておりますけれども、今言いましたような内容について、十分配慮していただきたいというふうに思います。

事務局（尼崎市） 26番委員のおっしゃいましたこと、事業者に十分伝えて指導してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。第2号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということでございますので、原案どおり、第2号議案については可決いた

しました。

続いて、第3号議案、高砂市に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

事務局（高砂市） 第3号議案の説明をいたします。議案書の11ページと、議案位置図の4ページをご覧ください。

この度、付議いたします産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置いたします破砕施設でございます。

当該地では、現在、碎石及びアスファルト合材等の製造を行っております。今回、新たにがれき類の破砕処理施設を設けるには、都市計画において、その施設の位置が決定しているものでなければなりません。当該施設は民間施設であり、事業の公共性が低いことから、都市計画決定するのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用するものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

敷地の位置でございますが、山陽電鉄曾根駅より南へ約1.7kmの工業専用地域の海岸部に位置しております。

これは航空写真でございますが、赤の点線枠が、当該敷地の位置でございます。敷地の北側には塗装工場、東側には残土処分場、南側は曾根港、西側は天川となっております。

これは、当該敷地周辺の建物の用途別現況図でございます。着色している部分は、建物を示しています。青色に着色しておりますのが工場、黄色は住宅施設、黒は姫路市の下水処理場でございます。なお、一番近接している民家は、当該地から約650m離れたところがございます。

これは、産業廃棄物の搬入・搬出のルート図でございます。主に、東播磨地方の建設現場等から搬入されます。当該施設が最大能力で稼働した場合の運搬車両の増加量は84台です。搬出入ルートは、2ルートございまして、県道曾根魚橋線、市道松陽幹線道路を通るルートでは、現況5,094台に対し、すべての運搬車両が集中してこの道路を通行するとしたときの増加率は1.6%となります。黄色の星マークが測定地点です。また、県道伊保宝殿停車場線、臨港道路を通るルートでは、現況2,280台に対し、増加率は3.7%となります。そして、2ルートが合流し、市道曾根3号線、2号線を経由して、敷地に搬入されます。この合流してからの交通量については、現況1,374台に対し、増加率は6.1%であり、交通に支障を来たすものではないと考えております。

このように、敷地の位置については、工業専用地域であり、周辺土地利用との関係から見ても、支障なく、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上、支障ないものと判断しております。

これは、敷地内のプラント配置図です。現在、敷地内では、原石を用いた破碎施設が稼働しております。今回は、敷地の北側部分にコンクリートがら、アスファルトがらの破碎施設であるリサイクルプラントを設けるものです。

これは、リサイクルプラントの処理フロー図です。工事現場から発生したコンクリートがら、アスファルトがらを工場に運び込み、1次破碎機で小割りします。次に、磁選機で鉄分の除去を行い、2次破碎機でさらに小割りし、篩機で必要な大きさに分けられ、製品となります。新設予定の破碎機の1日あたりの処理能力は、コンクリートがらで348t、アスファルトがらで241tとなっております。

なお、周辺環境への影響について、事前に申請業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査として、騒音・振動の2項目について調査をしておりますので、参考に結果を説明いたします。

今回の敷地は、工業専用地域内であり、騒音・振動の法規制を受けない区域ですが、工業地域の規制基準を準用しております。騒音については、敷地境界で規制値70デシベルに対して63デシベル、振動については規制値65デシベルに対し57デシベルであり、環境部局より騒音・振動ともに問題はないとの報告を受けております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

26番 先ほどの尼崎市さんと同じ内容について、まずお聞きしたいんですけども、先ほど言いましたように、環境調査で粉じんを調査しているのかどうか。破碎処理施設は屋内なのか、屋外なのか。また、コンベヤー等はどうなのか。それから、アスベストに対する対応はどうなのか。それにプラスして、ここは、先ほどの説明でありましたように、トラックが合流してから民家のすぐそばを通ると。しかも6%増えるということで、そこに住んでおられる方たちとの話合い、住民説明会は当然しておられると思うんですけども、それ以外に、業者が誠意を持って話をしているかどうかということと、それから、営業時間帯もできましたら、教えていただきたいと思います。

議長 ただ今のご質問について、お答えをお願いいたします。

事務局（高砂市） まず、粉じん調査の件でございますが、今回の生活環境影響調査の中で、粉じんの調査はしていないんですけれども、粉じんの対策としまして、今回の破砕機と篩機を建屋で覆うということと、ベルトコンベヤーに飛散防止カバーを取り付け、及び散水装置、これ7カ所ありますが、設置することにより、粉じんが外部へ飛散することのないよう対策をする計画になっております。

また、現状において、高さ11mの防音防砂壁があり、粉じんはさらに抑えられるものと考えております。

アスベストに対してですけれども、各解体現場から排出されるアスベストは、労働安全衛生法、石綿障害防止規則、大気汚染防止法、今年度11月から施行されます「環境の保全と創造に関する条例」などの関係法令の行政指導によって、適切に廃棄計画の下に処理されると思っております。また、解体現場から排出されたものを今回の事業者が受け入れる際に、アスベストの混入がないかどうかについて、搬入されるものについて確認いたしまして、その確認の体制を強化するために、兵庫県主催のアスベスト廃棄物適正処理に関する研修会にも積極的に参加しておりまして、社内でも研修会を開くと聞いております。

さらに、搬入業者にも、アスベスト混入がらの受入れはないということを周知させまして、以上のことにより、アスベストが誤って破砕され、他の地域に飛散するということはないと考えております。

それから、破砕機が屋外か屋内かという件ですけれども、今回の施設につきましては、全体に屋外に設置をいたしますが、破砕機と篩機については、建屋で覆うこととなっております。あと、ベルトコンベヤーにつきましては、先ほど言いました飛散防止カバーの取り付けもいたしておりまして、主な部分は屋内とほぼ同様だと考えております。それから、営業時間でございますが、月曜日から土曜日までの、午前8時から午後5時までと聞いております。

6.1%の車の増加率がある路線ということで、先ほど説明しましたとおり、この道路は、工業専用地域内でありまして、現状として限られた企業数社のみが使用しております。信号機等は設置されていない道路で、渋滞は起こっていないことなどから、今回の増加量においても、交通に支障がないと考えております。

市道曽根3号線の箇所なんですけれども、住民の方が、一軒、工業専用地域内におられます。今回の説明につきましては、高砂市の「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」に基づきまして、説明会、公告、縦覧及び意見の提出を実施しております。そ

の中で、今回の対象の方につきましても、説明を自治会のほうにいたしまして、自治会のほうで意見をもう一度集約して、自治会のほうから文書なり意見なりをいただくというような形をとっておりまして、対象の民家の方につきましては、意見が出なかったという状況でございます。

実際に説明をしたかどうかということですが、実際に、直接、事業者がその方とお話をしていないということを聞いております。以上でございます。

議長 以上、説明がございましたが。

26番 直接、事業者が問題を出された方と話をしていないというのが、どういう意味なのか、ちょっとわからないんですけども、私自身、聞いてみた範囲では、市の条例に従って、業者と関係者の間で、きっちり今後していくということで、業者が約束をしたと聞いてるんですけどもね、そのへんはどうですか。

事務局（高砂市） 一応、最終的に、紛争条例の中で、市と事業者と住民の方と、自治会になるかもしれないんですけども、協定を結ぶことになっております。

26番 今の説明と、私が聞いた範囲の中では、特に大きな問題は起こっていないのではないかと思いますけれども、今後、こういう業種ですのでね、特に搬入する際には、単なる騒音とかだけではなくて、粉じん等々も近所にばらまくという可能性は十分にありますので、そのへんについても十分、市として監視をしていただきたいと思います。以上です。

議長 他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご質問等がないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようですので、第3号議案については原案どおり可決いたします。

続いて、第4号議案、姫路市に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」を上程いたします。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（姫路市） 第4号議案について、ご説明いたします。お手元の議案書13ページ、議案位置図5ページをご覧ください。

この度、付議いたします産業廃棄物処理施設は、建設現場より発生するがれき類を破碎処理し、路盤材などにリサイクルすることにより、資源の再利用化、廃棄物の減量化を図るために、民間事業者が設置するものであります。このように、民間施設につきましては、公共

性が低いことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用し、特定行政庁の許可で行うことが適当であると判断しております。

それでは、前面スクリーンをご覧ください。敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約3.5 km、赤色で示しております場所で、用途地域は工業専用地域でございます。

こちらは、周辺建物状況図です。当該施設敷地周辺は、工場、倉庫などが建ち並んでおります。ご参考までに、敷地を中心として、半径1 kmの距離を表示しております。最も近接する住居までは約1.7 km離れております。

次に、廃棄物の運搬経路についてご説明いたします。経路を赤線で示しております。運搬は、車両による陸送となっており、東側の県道飾磨港線を通る経路1と、西側の臨港道路姫路飾磨線を通る経路2の2つを予定しております。交通量については、黄色の丸印地点で調査を行っております。現況台数は、経路1が3,299台、経路2が5,297台となっており、増加台数は200台となります。

増加率は、それぞれ運搬車両が2つの経路のうち、片側のみに集中して通行した場合で、経路1が約6%、経路2が約3.7%となり、交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えております。

このように、施設の位置については、工業専用地域であり、周辺土地利用及び交通量との関係から見ても支障がなく、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上支障がないものと判断しております。

続いて、施設の概要をご説明いたします。全体配置図でご説明いたしますと、青色で示しております部分がプラント建屋でございます。赤色で示しております部分が破砕機で、建屋内部に設置されております。黄色で示しております部分が管理事務所棟となっております。搬入されたがれき類は、原料ヤードを経て、破砕機で処理され、路盤材などにリサイクルされます。なお、原料投入時及び破砕時には、散水ノズルにより適宜噴霧を行い、粉じんの飛散を防止しております。また、施設の処理能力としては、1日あたり最大で1,000 tとなっております。

最後に、周辺環境への影響について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事前に騒音・振動について、生活環境影響調査を行っておりますので、参考にご報告いたします。

当該地域は、工業専用地域であるため、法規制を受けない地域でございますが、目標値として工業地域における規制基準値で検討しております。まず、騒音につきましては、予測値

が敷地周辺で68デシベルとなっており、これは規制基準値である70デシベルを下回っております。

次に、振動につきましても、予測値は、敷地境界で56デシベルとなっており、これは規制基準値である65デシベルを下回っております。

よって、予測結果は、工業地域の基準値以下であり、本市環境部局においても、特に問題はないものとの報告を受けております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 第4号議案の説明がございました。これについて、質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。

26番 先ほどまでと同じ質問になるんですけど、若干変更したいと思うんです。一つは、粉じん調査がされたのか。これはどうしても必要なんですけども、それ以外に、生活環境調査の結果で、先ほど説明があったのは、工場そのものの騒音・振動だったと思うんですけども、搬入ルートにおいて、調査がされたのかどうか。された場合に、大気汚染について、あるいは騒音については、どういう結果になっているのか、教えていただきたいと思います。

それと、先ほどのアスベスト問題ですね、これはお願いしたいと思います。

事務局（姫路市） 最初の粉じん調査でございますが、生活環境影響調査の中では、調査しておりません。沿道の騒音ですが、周辺住居付近での調査は経路1につきましては、現況が72デシベル、予測値は72.8デシベル、経路2につきましては、現況が63.7デシベル、予測値は64.9デシベルということで、双方とも工業地域の基準値を下回っております。

アスベストの混入についてでございますが、事業者としましては、契約を締結する際に、廃棄物の種類、混入の有無を明記させ、アスベスト類の混入をしてはいけない旨を伝えて契約するという事。それと、搬入時には、目視とマニフェストによるチェックを行い、混入されたものが見受けられれば、受け取らずに持ち帰りを指示するという事。それと、行政側ですが、建設リサイクル法等で横の連絡を密にとり、指導監督に努める計画であります。以上でございます。

26番 アスベストの件は了解しました。先ほどの説明で、経路1は72に対して72.8、経路2は63.7に対して64.9と、いずれも超えている数字を先ほど言われたと思うんですけども、基準値内だというのは、どういうことなのか。

事務局（姫路市） 車両の通行ルート沿道の騒音につきましては、先ほどの基準とは別に、車両の騒音についての工業地域における要請限度という数字があります。これについては、75デシベルが要請限度となっておりまして、それをクリアしていると、そういう説明でございます。

26番 実は、地域住民の方が、説明会のときに質問を出しまして、業者から生活環境影響調査結果というのを後で送ってもらったその内容を見ますと、一つは浮遊粒子状物質の現況が、1時間の最高値を超えているということが書かれております。それから、騒音の問題でも、等価騒音レベルですけれども、現況台数による騒音レベルが既に基準を超えております。しかし、その結果、どう判断をしたかというのが問題なんですけれども、現在既に超えているけれども、両方とも将来レベルは、微増に止まり、周辺への影響はほとんどないという判断をしておられるんですね。

すなわち、現在、もう超えているから、少しぐらい超えてもいいよという判断をしておられるんですが、そういう判断というのはいいのかどうか。それから、微増というのは、一体どこまでを微増と見ればいいのか。例えば別の業者が来たときに、新たにつくったときも、また微増というのは、それがどんどん積み重なっていけば、全体としてはかなりオーバーしてしまうのではないかなと思うんですけれども、そのへんの判断を一体、どう、市としてされておられるのか。

特に、この地域については、周辺に同じような処理業者がかなりあるようですので、それでもう、今、住民の人たちは限度だと、これ以上来て欲しくないというのは、切実な願いであるにも関わらず、これを許可する。しかも現況でも超えている、それをさらに上回ることは、明らかですよ。そういう状況にあるということを知っておりますので、これについては、問題もあると思うので、そのへん、ちょっと答弁していただきたいと思います。

事務局（姫路市） 車両の通行によります浮遊粒子状物質ですが、現行について、1時間の最高値が現況で基準を超えているということですが、これに対しまして、廃棄物処理法上で言います今回の施設設置にあたっての生活環境影響調査というのは、現況の環境にどれほど影響を与えるかと、そのあたりを調査することになっております。現況の超えていることにつきましては、姫路市の環境対策として取り組んでいかなければならない問題でありまして、それと別の話としまして、この施設設置にあたって、どれだけ影響を与えるかと言いますと、予測した結果については、微量ということですので、特に問題はないと判断しております。

26番 その微増というのが、どういう基準でどう判断されているのかというのが、知りたいんですよ。この程度のものは、車両の走行時間帯やルート集中化を避ける対策をとれば、周辺への影響はほとんどないものと考えるという言葉があるんですね。この環境調査の結果を見ると。しかし、そしたら、市としてね、走行時間帯を指定するのか、あるいはルート集中化を避けるために、何か対策を取られるのかというふうなことを含めてお聞きしたいんですよ。

事務局（姫路市） 特に現況では、車両の搬入について、どのルートを使うというような指導はいたしておりません。この生活環境影響調査につきまして、説明しているのは、各ルート、2ルートあるんですけれども、1日の車両の最大搬入台数を片一方のルートに集中させたときの結果について、予測をしておりますので、そういうところから判断しまして、最大の負荷がかかる状態で計算をした結果を見て、環境への影響は微量ということで判断しております。

26番 今の状況をお聞きしても、明らかになりましたので、結論を言いたいと思います。

一つは、先ほど、説明あった資料そのものが2系統あると言いながら、その搬入経路の第1、第2だけで、合流したあとの数値そのものが出てない、調査していないということも、やはり問題があると思います。

それから、住民の皆さんが、やはりいろいろな問題を提起していて、業者が一応、1回、回答しているんですけれども、住民の皆さんの疑問や不安に十分答えきれてない。特定行政庁として、私はやはりもっとこの問題については住民の声を聞き、そして業者との話合いで担保をしっかりとった上で、都市計画審議会のほうに議を問うべきだと思いますので、これについては到底賛同できないということを表明しておきます。

議長 今、26番委員は反対だということですが、他にご質問等ございますでしょうか。

他に質問等がないようございますので、お諮りいたします。第4号議案について、原案どおり可決してよろしい方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長 ありがとうございます。賛成多数ということでございますので、第4号議案については、原案どおり可決いたしました。

住民の方のご心配に配慮し、これからの実際の建設、それから運用については、どうぞ市当局としても、当然市民の健康を守るという点で、ご留意いただくようご指導いただければ

大変ありがたいかと思えます。

それでは、直ちに今までの3つの産業廃棄物処理施設のことについては、特定行政庁である尼崎市、高砂市及び姫路市の各市長あてに答申することといたします。

続いて、第5号議案「用途地域の指定に関する基本的な考え方について（答申案）」に移ります。

本案件につきましては、平成17年2月7日付けで、知事から諮問を受け、「用途地域等の指定に関する兵庫県都市計画審議会専門会議」において、ご検討いただき、答申案をとりまとめいただきました。

また、当審議会からは中瀬委員がご参画いただきました。専門委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけしました。本当にありがとうございます、感謝いたします。

本日は、専門会議においてとりまとめいただいた答申案について、座長をお務めいただきました専門委員からご報告をお願いいたします。

31番 専門会議で座長を務めさせていただきました。答申案の内容そのものにつきましては、この後、事務局から説明があると思えますので、私からは専門会議のこれまでの経過と答申のポイントについて、簡単にご報告申し上げます。

専門会議につきましては、今年の2月、先ほど、議長のほうからお話ございましたように、この都市計画審議会で諮問を受け、私を含む6名の委員により専門会議が構成されたところでございます。

その専門会議のメンバーにつきましては、お手元の参考資料3にございますように、6名の委員でございますが、この審議会からは中瀬委員にご参加いただいております。従いまして、あと5名は私を含めまして、外部からの委員ということでございますが、広く自由な立場から、あるいは専門的に立ち入った議論をするということで、お認めいただいたものと思っております。

本日まで3回の議論を重ね、その間には、6月のこの審議会事務局を通じて中間報告をさせていただいたところでございます。また、その中間報告をベースにしまして、8月から9月にかけて、パブリックコメントを県事務局のほうで実施していただきました。この間、担当部長、関係局長をはじめ、事務局を交えて毎回長時間に渡る熱心な討議を重ねてまいりました。

答申案におきましては、現在、都市が抱える諸問題のうち、後ほど説明がございしますが、歴史的な景観に配慮したまちづくりなど、6つの政策的課題を中心にして、用途地域制度や

これに関連する制度を活用して、都市計画の面から課題の解決を試みようとして、幾つかの提言としてとりまとめさせていただいたものです。

言うまでもなく、用途地域をはじめとする地域地区制度は、わが国の都市計画の根幹をなす制度であります。とりわけ、平成12年度の法改正により、播磨地域を中心にして、用途地域は市町決定となっております。今後、広域都市計画の視点からの検討、それから地域固有の課題に応える市町との連携した取組が強く望まれるところでございます。

一方、用途地域制度については、長年の運用を通じて、広く知られているところではありますが、一般市民あるいは県民の皆さんからの理解は必ずしもまだ十分とは言えない状況であります。後ほど、ご紹介がございしますが、パブリックコメント3件、この内容につきましては、極めて専門的な内容の充実したご意見でございしますが、まだパブリックコメントの数そのものについては、それほど多いとは決して言えません。こうしたことにもその一端が表れておりますが、この点についても、地域まちづくりの現場での地道な取組を通じて、その役割が十分理解されるように強く望まれるところでございます。

今回、とりまとめました答申案をご審議の後、答申としてとりまとめられ、今後の用途地域等の都市計画制度が活用されることを期待しまして、冒頭の座長としての報告とさせていただきます。以上でございます。

それでは、事務局から具体的な内容について、ご説明をお願いいたします。

議長 座長からの総括的なご説明でございましたが、次、事務局から、内容について、詳細に説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案「用途地域等の指定に関する基本的な考え方について（答申案）」をご説明いたします。資料は議案書別冊となっております。

前面スクリーンをご覧ください。今回の用途地域等の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に対応し、中長期的に目指すべき市街地の形成を進めるため、都市の合理的で調和のとれた土地利用計画を実現することを基本理念としております。

その視点として、都市計画区域マスタープラン等で示されている都市像の実現のために行うこと、兵庫県におけるまちづくり施策の総合的な指針である、まちづくり基本方針との整合を図り実施すること、用途地域を補完する他の地域地区や地区計画等の都市計画制度を積極的に活用し、政策的課題に的確に対応すること、という3点を挙げております。

次に、これらの課題について、特に重点的に対応すべき政策課題として、6つ示しております。

まず、歴史的な景観に配慮したまちづくりについて、歴史的なまちなみを有する中心市街地等においては、周辺地域を含めた景観を考慮する必要があるとあり、景観形成地区や景観計画区域等の活用が考えられます。中高層建築物による景観の阻害に対しては、容積率を低く抑えるとともに、高度地区を指定して高さの制限をします。

また、景観上重要な地区については、住民意向を踏まえた地区計画や景観地区等を活用することも考えられます。

密集市街地等における災害に強いまちづくりについて、密集市街地においては、面的な防災性能の向上に努めるため、地区の状況に応じた防火・準防火地域の指定や、地域の実情により適用が困難な場合にあっては、独自の防火基準を設定することも考えられます。特に延焼防止や避難経路等の確保のためには、防災街区整備地区計画の活用が考えられます。

その他、道路等が狭いために、建替えが困難な地区においては、道路幅員を確保し、生活環境を確保しつつ、共同や協調建替えを促進するため、建ぺい率の緩和と併せて、地区計画を活用することが考えられます。

中心市街地におけるまちづくりについて、中心市街地の商業地においては、調和のとれた商業、住宅、その他都市機能の用途共存を図るため、用途別容積型地区計画の活用が考えられます。また、商業地としての連続性の維持が重要な場合には、低層階における商業系用途の併設を義務付ける特別用途地区を指定することが考えられます。

さらに、縁辺部において、商業地から住宅地に用途転換を行うことが妥当である場合には、特別用途地区や高度地区などの用途地域補完制度を活用し、良好な住宅への誘導が考えられます。

高齢社会に対応した郊外型ニュータウンのまちづくりについて、高齢社会に対応したまちづくりを進めるにあたっては、徒歩圏内に生活利便施設を分散配置することが望ましいため、用途規制を緩和し、生活利便施設を分散配置する地区計画の活用が考えられます。

また、生活利便施設の立地を誘導する場合には、地域住民やNPOなどによるまちづくりの活動を支援することが重要と考えられます。

大規模小売店舗等の立地誘導・抑制について、大都市地域においては、工場跡地や郊外等への大規模小売店舗等の出店が著しいため、これらの立地を誘導・抑制する特別用途地区や地区計画の活用が必要と考えられます。

また、兵庫県では、大規模集客施設の立地をコントロールするため、広域土地利用プログラムの策定が行われているところですが、これを実効性のあるものとするために、都市計画

へ反映させることが必要であります。

大規模遊休地の土地利用の誘導について、産業の空洞化などを背景に、都市部では、工場跡地等の大規模な遊休地化が進んでおり、これらを望ましい都市像へ誘導するため、早い段階から事業者と行政による協議を進める必要があります。

特に、用途及び容積率の緩和を行う場合は、当該地区のみでなく、周辺地域に対する良好な都市基盤の整備に貢献する計画とするため、再開発等促進区を定める地区計画の活用が必要と考えられます。なお、不適切な土地利用の抑制を行うためには、開発事業に先行した土地利用の制限が必要と考えられます。

見直しの対象となる地区については、上位の土地利用計画の変更や、政策的課題に対応する地区を用途地域等の見直しの対象の基本とし、土地利用の現況や動向と用途地域との間に著しい乖離が見られる地区、及び住民参加による地区計画などに基づき、整備が進んだ地区についても見直しの対象としております。

見直しにあたっての留意事項については、

変更の要件として、変更後に望ましい土地利用となることが確実である地区であること、

指定経緯の尊重として、従前の規制又は誘導の経緯を十分に考慮すること、

用途地域及び容積率等の規制緩和又は強化として、特別用途地区や地区計画を活用し、周辺地域への良好な都市環境の形成や事前の用途誘導に努めること、

都市計画と建築行政の連携として、建築物の所有者等に都市計画の内容を十分に周知し、適正な用途へ誘導すること、

住民参加への支援として、多様な手段を活用して情報を発信し、住民参加を支援すること、

とされております。

見直しの時期については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、広域的な観点による調整を図るため、定期的な一斉見直しを基本とすること、

特別用途地区や地区計画等と併せて、地区レベルの整備を推進する地区、プロジェクトを推進する地区等は、見直し後の土地利用が確実に見込める時点で、用途地域の変更をすること、とされております。

用途地域内における容積率及び建ぺい率等の指定に関する考え方については、目指すべき市街地の将来像を明確にし、都市施設等の現況及び整備計画と整合を図った上で、適切な容積率と建ぺい率の組合せを選択すること。

都市施設の整備が不十分な地区においては、都市施設への負担増を考慮した規制緩和を行うこと。

将来的に規制強化を行う場合は、特別用途地区や地区計画により、あらかじめ、将来の容積率及び建ぺい率に誘導を行い、不適格建築物が多数生じないように配慮すること、地区計画を活用し、地区の実情に応じた詳細な形態制限、誘導を図ること、とされております。

以上で、用途地域等の指定に関する基本的な考え方について、答申案のご説明を終わらせていただきます。

なお、8月12日から9月11日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。別冊資料1をご覧ください。パブリックコメントの際に提出された意見につきましては、お手元の資料のとおり、3名の方から8項目の意見をいただきました。

これらの内容につきまして、専門会議にも報告し、本文の趣旨に沿った意見や個別の事由による用途地域の変更の要望等であり、提出された意見による答申案の修正は必要のないものとされているところでございます。

この資料につきましても、答申をいただいた後は、答申とともに11月下旬頃に公表する予定でございます。

今後の予定といたしましては、答申をいただいた後、これを踏まえて、具体的な地区の検討に着手し、平成18年度に向けて、県と市町が連携して用途地域の一斉見直しを進めていく予定でございます。以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。第5号議案「用途地域の指定に関する基本的な考え方について（答申案）」について、既にお目通しいただいていると思いますが、ただ今の説明を含めて、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

26番 非常に大きな基本的な考え方という全体に関わるものということで、幾つか質問をさせていただきたいと思いますが、まず、この答申そのものなんですけれども、これ、答申した後、用途地域の具体化のタイムスケジュールというのは決まっているんでしょうか、今後の日程的な部分で。

事務局 まず、この答申を受けまして、我々は市町とともに、用途見直しについて進めていくわけですが、今年度12月からこの作業にかかりたいと思います。それで、最終的には、所定の手続を経まして、18年度の早い時期にその用途の原案をつくりたいと考えております。

26番 こういう大きな見直しがあるときというのは、実際に、事業をしたり、建設したり

している実態となかなか合わなくなってきたという社会環境の変化、そういうものに応じて進められてきているんですね、往々にして。

そこで、今回、具体的に何かその対象となっているものがあるのか。例えば、私、ちょっと考えたんですけども、明舞団地が、今、かなり再生計画ということで進められているんですけども、これにはいろんな手法が取り入れられると思うんですけども、こういう具体的なものを一定、イメージした中での今回の改定なのかどうか、お聞きしたいんです。

事務局 今回の検討の中では、6つの政策的な課題ということで検討しておりまして、具体的にこの地区についてどうということではなくて、一般的に県下に起こっている問題について、対処していきたいという考えで行っております。

26番 この問題について、これまでもそうですけれども、往々にして、具体的な事業が計画されて、それをイメージされて、現実では制度上適用が難しいから、だから、後追いで見直しが行われるということがよくあるんですけども、今回もそういう感というのは、どうしても否めない。

例えば、先ほど言いました明舞団地でも、今、一番問題になっているのが、老朽化した県営住宅をどう建て替えていくのかということなんですけれども、おそらくこれは高層化していこう。そして、その部分、土地に余裕が出れば、それを民間に売る。そしたらそこに民間のマンションが建設されると。お年寄りも、県営住宅そのものも家賃が2倍、3倍に上がってきて、とても住めないという、そういう状況になってくるんじゃないかなという心配を私自身はしておりますので、そういうところに裏付けを与えるようなことになるんじゃないかなというのは、全体を通じての考え方ですので、疑問を呈しておきたいと思います。

それで、具体的な問題なんですけれども、答申案の6ページのところに、「用途地域及び容積率等の規制緩和又は強化」というのがあるんですけども、先ほどのパワーポイントの説明では、これの規制緩和は、最小限の規制緩和ということが明記されておったんですけども、この文言の中からはそれが出てこないんですね、6ページの の中では。私、これを見た感じでは、規制緩和は、どうも奨励しているんじゃないかと。そして規制強化については、非常に条件をいろいろつけてね、十分考慮した上でということで、規制緩和については一定の規制の方向じゃないかなとイメージしているんですけども、先ほどのパワーポイントの説明との関係で、最小限の規制緩和という、その言葉というのは、どういう形で担保されるのか。

事務局 規制緩和につきましては、周辺に特に影響を及ぼす範囲が非常に強いということ

で、用途地域等をいきなり変更するのではなくて、地区計画、若しくは特別用途地区等を通じまして、緩和の内容について、個々の地域の状況に応じた内容の、その他関連地域地区と言ってるんですが、そういうふうなものを通じて、あらかじめつくっておいた上で、周辺に対する影響を十分考慮して、周辺の環境がよくなるようなものを予めつくっておいた上で、事業に着手するというのでやりたいと考えております。

26番 そういうことだとは思いますが、実際の答申案の中にね、そういう最小限の規制緩和というふうな言葉が入ってないんですけれどもね、やはりそういうのは前段として入れるべきではないかなと。それであれば、なおさらだと思います。

事務局 確かに、先ほどのパワーポイントにございましたような最小限という文言、ここにございませんですが、6ページに書かれておりますとおりですね、要は周辺の都市環境に関して非常に配慮しなさいと。さらには、無秩序な緩和につながらないようにというふうなところへ、規制緩和というのはそういったものにつながらないように、できるだけ抑制的に行うべきだというふうな趣旨で、ここでは書かせていただいたというところでございます。

26番 本当にね、そこをしっかりと抑えておかないと、また、ズルズルと、緩和、緩和という形になって、本当の環境を守るとか、住民の声というのが、なかなか入っていかないんじゃないかなということで、ちょっと気になりますので、そこをしっかりとっていただきたいということ。

それから、次に、7ページの、住民参加のところなんですけれども、私ども、いろんな相談をマンションとかで受けるんですけれども、その際にいつも気になるのが、ここにもちょっと書いているんですけれども、住民の合意形成なんですね。ここに書いてあるのは、説明会の開催や自治会組織等への周知云々と書いてあるのですが、私は、この自治会組織等への周知というところがね、住民という言葉は是非入れていただきたいんですけれども。

自治会の代表の方がハンコ押したら、もうそれでゴーなんだということで進められる可能性というのは、これまで経験しておりますし、特に地区計画をということなんですけれども、やはり地区計画はなかなか、住民の皆さんにとって具体的に目の前に物事が出てきたときに問題だということになったら、もう時既に遅しなんですよね。

ですから、そういうのも含めたときには、やはり、少なくともこの住民の合意形成の中には、住民という言葉はきちっと入れていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局 今の7ページのところでございますけれども、当然、住民からの直接のご意見と

というのは、重要と認識しておりまして、3行目のところでございますけれども、当然、私どもとしては、単に住民が意見を述べる場を確保するだけにとどまらずということで、そこはもう前提とさせていただいております、さらにそれに加えて、その後、地区計画等を目指して、そういう組織等への周知も図っていくという趣旨で、こちらのほうは書かせていただいたところでございます。

26番 ちょっとこれまでと、このへんについては、あまり変わっていないので、やはり前進面を是非つくっていただきたいなということです。

幾つか聞きたいんですけれども、簡潔に行います。最後のところで、ちょっと気になる言葉、11ページなんですけれども、「おわりに」のところなんですけれども、ここがやはり今回の答申案の全体のまとめになってると思うんですが、このところに、7行目程度ですか、例えば、景観や住環境を損なう建築物の立地について、すなわち、不良建築ですよ、建築計画が表面化してから事業者と地域住民との間で、問題が生じることがある・・・で、そのために予防措置を講ずると。だから、紛争予防の観点から、都市計画決定が手遅れにならないようにしなさいと、するんだという、こういう書き方になっているんですけれども、不適格建築物については、本来、都市計画決定すべきでないものですよ、当然。それがここでは、環境を損なう建築物の立地については、前もって予防の観点からちゃんとしといたら、紛争はなくなるんですよという、そういう感覚で捉えざるを得ないんですけれども、このへんについては、どうしても納得できないんですがね。

事務局 ここで申し上げているところでございますが、不適格建築物ということではなくて、例えば用途地域だけだと、非常に規制が緩い地区がございまして、そういうところについて、もっと規制強化をさせておけばよかったと。要は現行においては適格だけれども、もっと規制を強化しておきたかったんだけど、それがどうも事後的になってしまうというようなケースがまま見受けられますので、それについては、事前にきっちり都市計画のほうで対応しておくべきだということで、書かせていただいておりますので、不適格建築物をここで容認しているということでは決してございません。

26番 直接、これに関わるかどうかかわからないんですけれども、例えば、ラブホテルが建設される、ここでできるんだということで、住民の皆さんからいろいろ反対があったときに、それを事前に一定調整しておいて、進めるんだというような方向に取られてしまうんですよ、どうしても。

ということで、質問は一応、これぐらいにしておきますけれども、結論的に言いますと、

この文章そのもので、例えば2ページの基本理念のところなんですけれども、現在の市街地環境の保全を主とした考え方、これはもう守りの視点なんだと。だから保全を主とした考え方では解決できない課題が生じてきているから、都市計画制度をもっと積極的に活用して、用途地域の見直しをなさйтеというのが、ここに出ているんですね。

ですから、用途地域のさらなる緩和が、もう前提となっていると。すなわち、住民が望んでいる地域環境を守る立場に立つということが、私は抜けているのではないかなというふうに思うんですね。もちろん、言葉では所々、出ているんですけどもね。

例えば、先ほど言いました明舞団地にいたしましても、今、住民の皆さんが望んでおられるのは、比較的低い建物があって、天空率というのかわからないんですけども、空が見えていて。そこに高層が建てば、なかなかそういう環境が守れないということになるわけで、そういうことで、私はこの考え方そのもの、あるいはその全体を見たときに、用途地域の見直しだけ、この下の2ページの(2)の4行目のところには、6つの課題について、重点的に対応を行うということで、いわゆる用途地域の見直しはするけれども、それではまちづくり全体を一体どうするのかという大きな観点というのが、私はここで議論があまりされてないのではないかなと思うわけです。

ですから、こういうのが先行すれば、例えば神戸市の北区なんかで、過去にですよ、農振地域をある企業が安く買い占めて、そのあと、農振が外れて、それが大儲けという例があったんだというのを聞いたり、あるいはこれも部分的なんですけれども、西宮の競輪場の跡地そのものを、企業が安く買って、その後、用途地域を変えて、高層が建てられるようにしていったとか、そういう後追い、後追いになってくる。こういう形で押しおれば、私はやはり、知事が言う、人間サイズのまちづくりというのが、本当にできていくのかなという危惧を感じるんです。

ですから、そういう状況というのを、私はもっともっと議論するべきだと思います。先ほど、31番委員からお話ありましたように、パブリックコメントも3人だけだったということから、やはりもっといろんな形で発信して、用途地域の見直しそのものを、いわゆる一定の規制緩和だと思うんですけども、慎重に行うべきではないかなと。もちろん、用途地域そのものを全面的に否定しているわけではないんですけどもね。もちろん、当然必要なことで、それをしっかりと、本当に住民の人たちの声に対応するというんですか、やり方というのがどうしても必要だなというふうに考えますので、意見表明しておきたいと思いません。

議長 貴重なご意見として承っておきます。

31番 少し、事務局のコメントとは別に述べさせていただきますが、こんな読み方もあるのかなというのを改めて感じたんですけど、私どもは、必ずしも、委員がお話しされたこととは違うなという感じがいたします。

一つは、ある意味では、我々専門家が議論しておりましたので、自明のこととして考えていたのかもしれませんが、用途地域そのものは、もちろん都市計画の根幹をなすものでありますが、要は中長期的な視点から土地利用を実現するという、そういう手法でございます。

従って、即効性、機動性を用途地域に求めるというのは、やはりこれは、ある意味では酷なわけで、根幹であるだけに、広く全体に趣旨が広がるなど、こういうふうにお考えいただきたいということでございます。

それから、この中でも既に指摘しているところでございますが、各市町の都市計画の中で、6つの政策的課題そのものが集約されるわけでは決してありません。私、冒頭に申し上げましたように、地域に固有の課題がございます。そうしたことに取り組むためには、こうした県の広域的視点からの、あるいは現下の都市計画を巡る諸問題に、用途地域として、どのように対応できるかということを経験に据えながら、市町の都市計画の現場で、さらに議論を深めていくということが必要であろうかというふうに思います。

従って、我々も決して抽象論を展開したわけではなくて、具体的な課題をイメージしたつもりでございますけれど、やはりどこかだけに通用する議論を県の広域的都市計画のこうした議論の中で取り上げるというのは、好ましいことではない。むしろそれは市町に委ねるべきではないかということでございます。そうした趣旨を十分にご理解いただきたいということでございます。

それから、先ほどのご発言で、西宮の競輪場の跡地の用途地域を見直された。これは決して見直されていないんです。そのままであります。それは事実と。そのように、用途地域というのは、それほど簡単にこれまでも見直されておりませんし、これからはそれほど簡単に見直されるものではないというふうに我々も考えておりますので、その点については、十分ご理解いただきたいと思っております。

24番 先ほどの話にも関連するかもわかりませんが、現実問題として、5年に1度の見直し、しかしながら、都市計画、各市町のマスタープラン、総合計画等々の中で、当然見直すべき用途地域は見直してこられた。また、そういうふうな観点でマスタープランをされた。こう思っておるんですが、現場、現状は全く違う状況になっている。特に私が心

配するのは、準工地域については、何でもできるという枠はめであったように思われる。

例えば、ニュータウン、その最寄りの駅、そこに旧来からの雇用促進という意味で、準工地域をつくっておると。しかしながら、ニュータウンの最寄りの駅になってくると、第三次産業、サービス産業がどっと入って来る。具体的な例で申し上げにくいので、ちょっと抽象論を言いますが、これは現実にある準工地域の様子ですが、ニュータウンの最寄りの駅に接続した準工地域には、当然、今、できておりますのが、医療介護福祉の専門学校が、工場跡地を買収して、あるいは倒産跡地を買収して、大きな4階建てのビルを建てながら、学校として開校した。

しかし、その前に、またぞろ、工場移転の跡地に、パチンコ屋が開業したと。これ、通常の地区計画なり、土地利用の中ではあまり考えられない状況なんですけど、現実には、学校、工場、パチンコ業、そして最寄りの駅、こういうふうな形態になってしまっているんですね。当初、昭和20年代、30年代の雇用促進で来た工場の準工が、もう既にそれは見直されるべき時期に見直されてない。ニュータウン決定なんですけど、これは県がつくったニュータウンですから、当然見直すべきときに見直してないから、現在も準工地域になったまま。

しかし、それならば、準工地域にある工場を、逆に遊休地で売れない工場地域へ誘導していくというぐらいの誘導策的なものを、確かにそれは市町の意見を聞かないといけませんよ。しかしながら、この基本的な考え方の中に、今は馴染まない工場地域を、まさに遊休地として売れていない工業団地にもっていく誘導策まで踏み込んで書くべきじゃないかなど。

でないと、準工地域は、もうまさに無法地帯、こういうことがずっと続くんじゃないかと。誘導策まで踏み込んで書いて、そしてその考えに則って、市町、県が話をしていく。そこにはいろんな施策があるでしょう、産業労働部の施策もあるでしょう。そういったものがない限り、そこに学ぶ学生も、パチンコ屋の前を通りながら、まあ、音はしないでしょうが、学んでいかなければならないという状況ですから、そのあたりをもう少し踏み込んで欲しかったなど、こう思うんですが、ご所見をちょっとお聞かせいただきたいなど。

事務局 ただ今、ご指摘ございました、まさに準工等の遊休地の問題につきまして、私どもも問題意識持っておりますので、5ページの遊休地のところにおける土地の誘導というところで、その場所についての都市計画の誘導策をどうするかというところは書かせていただいたとおりでございますけれども、今、委員、ご指摘ございましたように、確かに、そこに

あるべき工場が次にどこに移っていくかという、どちらかと言えば産業労働政策的なこと、これも非常に重要だと考えております。

確かに、そのへんは、この答申そのものが、あくまで都市計画という範疇の中で書かれたものでございますので、どうしても書きぶりに限界があったところでございますが、そのへんは所管部局ともまた連携して、施策を推進していきたいと考えております。以上でございます。

議長 それでは、審議は以上のようなことで、貴重なご意見をいただきましたので、できる限り、ご趣旨を踏まえながら、答申文を改められるところは改めさせていただきたいと思っております。最近、国交省も美しい国づくり大綱で、これまでのあり方を非常に強く反省をしたような大綱が出てから、景観法等、いろんな施策として打ち出してきております。

それから、市町の合併がどんどん進みまして、まだ白地、ないしは都市計画区域でないところを持った大きな市ができたりしておりますので、この用途地域等の指定に関することは、非常に大事だと思いますので、再度、私と事務局で打ち合わせさせていただいて、答申案を作成させていただきたいというふうに思います。

私にご一任いただけますでしょうか。

26番 この取扱いそのものは一体どうなるのか。きょう、答申案が答申になるというふうに聞いているんですけども、その取扱いについて、ちょっと厳密にさせていただきたいと思っております。私自身は、先ほど、31番委員のほうから、そういう見方もあるのかと言われましたけれども、そう読める内容もかなりあると思っております。

基本的には、やはり、私自身だと問題だと思っている件がかなりありますので、一任で賛成というわけにはいきません。明確にお願いします。

議長 それでは、もう採決という形を取らざるを得ないということになります。採決に移らせていただけてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、第5号議案について、賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数でございますので、この答申をもって、最終答申と。ただ、ご指摘の文言の訂正はお認めいただきたいということで、折角、ご議論いただきましたし、舌足らずというふうに、違う読み方をされないようなことを含めて、その程度のことは、私にお認めいただきたい。そういう意味の条件委任をいただきたいと思っております。

それでは、事務局と、最終的に私がお相談をして、きょうの第5号議案の趣旨を活かした形で、知事に答申させていただくというふうにしたいと思います。

非常に僭越ですが、お許しいただきたいと思います。

限られた時間の中で、大変お忙しい中にもかかわらず、非常に、一生懸命、ご検討いただきました。特に、座長をはじめ専門委員の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。

なお、専門委員会の会議においては、引き続き、今後の用途地域の見直しの具体的な内容等についても、ご検討いただくと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日の議案は以上で終わりたいと思ひます。

続いて、その他報告事項に移ります。「都市計画道路網の見直し検討箇所について」、事務局から報告がございます。ご説明いただきたいと思ひます。

事務局 それでは、報告事項の「都市計画道路網の見直し検討箇所」について、ご説明いたします。資料は、お手元の資料2でございます。

都市計画道路網の見直しにつきましては、昨年の答申に基づき、作業を進めてきたところでございまして、資料の2～3ページをご覧いただきたいと存じます。

今回、17市町について、見直し作業が終了いたしましたので、公表に先立ちまして、ご説明いたします。

見直し検討箇所を有する市町は、全部で20市町となる見込みですが、西宮市につきましては、市の都市計画審議会への報告が未了のため、次回の審議会で報告させていただく予定でございます。17市町における見直し検討箇所は40区間で、そのうち、県決定のものが高砂市、三木市など、11市町の18区間、市町決定のものが明石市、加古川市など13市町の22区間です。以下、県決定の18区間を中心にご説明いたします。

まず、高砂市の見直し検討箇所について、ご説明いたします。この路線の中で赤色でお示ししている未整備区間のうち、課題のあるものを対象といたしまして、交通機能のほか、道路の各種機能面から必要性の検証を行いました結果、高砂市における見直し検討箇所は、今、赤色の破線でお示ししております伊保曽根停車場線の2区間と中浜阿弥陀線その他、市決定の2区間の合計5区間でございます。

伊保曽根停車場線と中浜阿弥陀線は、市西部の臨海部と国道250号明姫幹線等を南北に結ぶ幹線道路として、伊保曽根停車場線は昭和30年に、中浜阿弥陀線は昭和39年に計画決定いたしました。その後、市道松陽幹線道路や臨港道路曽根臨港線等の周辺道路網が整備

され、これらの道路に求められていた幹線道路の機能が確保されていることから、廃止に向けて検討を進めることといたしております。

以下、廃止箇所につきましては、別紙の一覧表のとおりでございますので、それをご覧いただきながら、図面のほうで簡単にご説明したいと思います。

次に、三木市ですが、赤色の破線でお示しております広野吉田線の他に、市決定の1区間の合計2区間が見直し検討箇所となっております。

次に、姫路市でございますが、赤色の破線でお示しております太市線の他に、市決定の1区間の合計2区間が見直し検討箇所になっております。

次に太子町ですが、林田川を渡ります網干線が廃止に向けて検討を進める箇所となっております。

次に上郡町ですが、上郡駅前線が廃止に向けて検討を進めることとなっております。

次に豊岡市ですが、まず、竹野佐津線でございますが、今、お示している区間が、廃止に向けて検討を進める箇所になってございます。

養父市についてですが、八鹿環状線が廃止に向けて検討を進めることになってございます。

次に、香美町ですが、ここにお示しております境線と町決定の1区間の合計2区間が見直し検討箇所になってございます。

次に、新温泉町でございますが、浜坂駅前線と浜坂東線、さらに町決定の2区間の合計4区間が見直し検討箇所になっております。

次に、篠山市でございますが、城東線、中央線の西側及び東側、篠山北線の合計4区間が見直し検討箇所でございます。

次に、洲本市でございますが、由良地区の山手線が廃止に向けて検討を進める箇所になってございます。さらに、市の中央部では、炬口納線と市決定の1区間が見直し検討箇所になってございます。

以上、簡単なお説明で恐縮ですが、これらの箇所につきましては、11月から公表したいと考えております。公表は、今回の内容を各市町の広報紙や県のホームページに掲載するほか、各市町と県都市計画課でもご覧いただけるようにする予定でございます。公表の後、地域住民のご意見をお聞きしながら、見直しの方向を決定してまいります。

そして、合意が図られた区間から順次、都市計画変更の手続きを進めていく予定です。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。今、ご説明のあったたくさんの道路網の見直しは、都市計画道路網の見直しについて、基本的な考え方を我々の審議会でお決めいただいたものに従って、それぞれの市町と県でもって、ご検討いただいた分で、あと、住民に周知徹底して、賛同が得られたものから、きょうの中町の案件のような形で、この審議会で決定をいただくという、そういう手続に進んでいこうと思います。どうぞ、よろしくご検討のほどをお願いしたいと思います。

委員の皆様も、パブリックコメント等、していただいても全然問題ございませんので、どうぞ、パブリックコメント等がありましたら、積極的にご参加いただくのも手法ではないだろうかと思います。

今の説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようでございます。どうもありがとうございました。

本日、予定しておりました議案及び報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成17年度第2回の審議会を閉会させていただきます。

非常に熱心にご議論いただきましたこと、御礼申し上げたいと思います。

閉 会 午後0時15分

平成17年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成17年10月20日 午前10時～午後0時15分
場 所：兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	三 輪 康 一	神戸大学助教授	
	森 口 育 子	兵庫県立大学教授	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	進 藤 眞 理	農林水産省近畿農政局長	代 理
	福 水 健 文	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	藤 本 貴 也	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	谷 口 克 己	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	加 古 房 夫	三木市長（兵庫県市長会）	
	清 水 宏 一	中町長（兵庫県町村会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	寺 本 貴 至		
	芝 野 照 久		
	中村 まさひろ		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	高 見 忍	加西市議会議長（兵庫県市議会議長会）	
	振 角 利 允	夢前町議会議長（兵庫県町議会議長会）	
専門委員 (第3条第2項)	安 田 丑 作	神戸大学教授	